

旅行条件書（募集型企画旅行・受注型企画旅行 共通）

2026 年版 | 日本国内旅行 | 新冒険株式会社

お申込み前に、本書、該当する旅行業約款、お申込みになる旅行の募集案内・企画書面・個別条件をご確認ください。本書は両契約類型に共通する説明書であり、各旅行に適用する契約類型を個別書面で明示します。

1. 旅行契約の種類と適用約款

【募集型企画旅行】当社が旅行を企画し、参加者を募集する旅行です。旅行日程、旅行代金、サービス範囲、最少催行人員（設定する場合）、催行中止の通知期限等は募集案内・契約書面に明示します。

【受注型企画旅行】お客様の依頼に基づき当社が企画する旅行です。契約前に企画書面を提示し、予定日程、旅行サービス、旅行代金の概算、企画料金を設定する場合の金額等を明示します。

各旅行契約には、当社が採用する標準旅行業約款のうち、該当する「募集型企画旅行契約の部」又は「受注型企画旅行契約の部」が適用されます。個別の旅行条件と本書に記載のない事項は、適用される約款・法令によります。

2. 申込み・契約成立・申込金

原則として、当社が申込みを承諾し、所定の申込金を受領したときに旅行契約が成立します。通信契約等、約款に特則がある場合はその定めによります。申込金は旅行代金に充当します。募集型では催行決定の通知前でも契約が成立する場合があります。

受注型の申込金は原則 70,000 円としますが、個別の企画書面・契約書面で異なる額を定める場合があります。申込金と企画料金は異なる概念であり、同額とは限りません。

3. 旅行代金のお支払い

【募集型】①催行決定前かつ出発 31 日前までの申込みは指定の申込金を受領します。催行決定が出发 30 日前までに通知された場合、残金の期限は通知から 7 日以内又は出発 30 日前の早い方です。②催行決定後の新規申込みは出発日までの日数にかかわらず全額一括払いです。③出発 30 日前以降の新規申込みは催行決定の有無にかかわらず全額一括払いです。④一括払いの具体的期限は決済案内時に指定します。⑤出発 30 日前を過ぎて催行決定した場合、申込金支払済みのお客様には遡及しない個別の残金期限を案内します。

【受注型】旅行の内容・規模・手配条件に応じ、申込金、残金、支払期限を個別に定め、企画書面・契約書面等に明示します。募集型の「催行決定後 7 日以内・出発 30 日前まで」の一律ルールは適用しません。

いずれの場合も具体的な支払期日は法令に適合する契約書面（適法な電子提供を含みます）に明示します。期限を過ぎても当然に自動解約となるものではなく、約款に従って取り扱います。

4. 受注型企画旅行の企画料金

企画料金は 70,000 円（税込）を基本料金の目安とし、旅行内容に応じて個別に設定します。具体的な金額は、契約締結前の企画書面および契約成立後の契約書面に明示します。企画料金は旅行代金の内訳に含まれ、重複して請求しません。

お客様のご都合により旅行契約を解除される場合、所定の取消料率が適用される期間より前の解除については、契約書面に明示した企画料金相当額を取消料として申し受けます。所定の取消料率が適用される期間内の解除については、契約書面に定めた取消料を申し受けます。既にお支払いいただいた金額は取消料に充当し、過不足がある場合は当社旅行業約款に従い精算いたします。

5. 書面の交付・電子メール等での提供

契約成立後、速やかに契約書面を交付します。未確定の旅行サービスがある場合は約款所定の方法・期限で確定書面を交付します。旅行者の事前承諾その他の法定要件を満たす場合、電子メール本文・添付ファイル・チャット等の電磁的方法で記載事項を提供することがあります。単なる連絡だけで法定の書面交付に代わるものではありません。

6. 催行中止・旅行内容・代金の変更

募集型で最少催行人員に達しない場合、当社は約款所定の期限までに中止を通知し、受領済みの旅行代金を約款に従って払い戻します。天災地変、運送・宿泊機関のサービス提供中止等により必要がある場合の旅行内容変更、運賃等の著しい変動や人

数変更等に伴う代金変更は、適用約款の条件によります。受注型の企画・見積りの概算から契約条件への確定及び契約後の変更も約款に従います。

7. お客様による取消し・取消料

お客様は適用約款及び契約書面に定める取消料を支払って契約を解除できます。通常の国内旅行（貸切船舶を利用する旅行等の特則を除く）の取消料は下表のとおりです。受注型の早期取消しは、契約書面に明示した企画料金相当額となります。具体的な取消料及び特則は各契約書面に明示します。

解除日	募集型	受注型
21 日前まで（日帰りは 11 日前まで）	0%	企画料金相当額（契約書面に明示した場合）
20～8 日前（日帰りは 10～8 日前）	20%	20%
7～2 日前	30%	30%
前日	40%	40%
当日（旅行開始前）	50%	50%
旅行開始後・無連絡不参加	100%	100%

※百分率は旅行代金に対する取消料率です。通常の国内旅行に関する標準的な区分であり、適用約款の定める上限・例外及び個別契約条件に従います。

8. 取消料を伴わない解除・払戻し

重要な契約内容の変更、約款所定の旅行代金増額、天災等により安全かつ円滑な旅行の実施が不可能又はそのおそれが極めて大きい場合、確定書面の交付遅延、当社の責めによる旅行実施不能等、約款所定の事由に該当するときは、取消料なしで解除できる場合があります。旅行開始後の解除及び払戻しも適用約款によります。

9. 海外決済・海外送金の返金と為替変動

海外発行カード、海外銀行送金、決済サービス等による支払いでは、返金時の為替相場・換算レート・金融機関等の手数料により、お客様が受け取る現地通貨額が支払時と異なる場合があります。当社が全額払戻しを要する場合は、原則として契約上の決済通貨で受領済み旅行代金の全額を払い戻し、当社側の決済手数料を一律に控除することはありません。なお、カード会社・金融機関・決済サービス等による為替換算や手数料の取扱いは、各事業者の規定によります。ただし、法令および当社旅行業約款に基づく払戻義務やお客様の権利を制限するものではありません。

10. 責任・補償及び旅行者へのお願い

当社又は手配代行者の故意・過失による損害賠償、一定の事故に対する特別補償、重要な旅程変更に関する旅程保証は、適用約款及び特別補償規程によります。特別な配慮が必要な場合は申込時にお申し出ください。旅行中は安全確保のため当社の指示に従ってください。自己手配の国際航空券等は、個別契約に含む旨を明示した場合を除き、当社の旅行サービスに含まれません。

11. 旅行企画・実施／事業者情報

新冒険株式会社 | 香川県知事登録旅行業第 2-272 号 | 営業所：香川県高松市中野町 16-13 | 旅行業務取扱管理者：中村秀人 | 電話：050-3629-1767 | 一般社団法人日本旅行業協会（JATA）保証社員